

落ち葉・腐葉土等配布事業(仮称)実施要領

1 目的及び内容

- ・循環型社会形成に寄与するとともにガーデニング愛好者の増大と県営都市公園への愛着心を醸成するため、公園で発生した落ち葉、腐葉土、剪定枝、伐採木などの自然発生物を希望する地域住民等は無償で提供し、ガーデニングや木工細工、薪などに有効活用してもらおう。

2 提供対象物

- ・公園で発生する落ち葉、腐葉土、剪定枝、伐採木等の自然発生物。

3 提供対象者

- ・希望者全員。

4 実施する公園及び問い合わせ先

栃木県総合運動公園	宇都宮市西川田4-1-1	TEL028-659-1201
井頭公園	真岡市下籠谷99	TEL0285-83-3121
栃木県中央公園	宇都宮市陸町2-50	TEL028-636-1491
那須野が原公園	那須塩原市千本松801-3	TEL0287-36-1220
みかも山公園	岩舟町下津原1747-1	TEL0282-55-7272
日光だいや川公園	日光市瀬川844	TEL0288-23-0111
とちぎわんぱく公園	壬生町大字国谷2273	TEL0282-86-5855

5 提供期間

- ・落ち葉：原則11月から翌年2月まで(但し、土日祝日等繁忙期及び年末年始を除く)
- ・落ち葉以外のもの：随時(土日祝日等繁忙期及び年末年始を除く)

※繁忙期とは土日祝日のほか学校が長期休業となる、いわゆる春・夏休み等の平日を指す。

※一部公園においては土日祝日の提供も可とする。

※日光だいや川公園の落ち葉提供時期は3月のみ。

6 代 金

- ・無償とする。但し、搬出物の積込・運搬等に必要な諸経費は引取者負担とする。

7 手 続 き 等

- ・希望者は、所定の申請書に必要事項を記入し公園管理事務所長の許可を受けること。
- ・許可を受けた希望者は、公園管理事務所から作業にあたっての遵守及び注意事項等の説明を受け、利用許可書や通行許可証、運搬車両に掲示するステッカー等を交付されたのち作業を行うこと。
- ・作業は、公園管理事務所から許可された場所において各自で行うこと。
- ・作業終了後は、公園管理事務所へ搬出物の確認を受けるとともに通行許可証やステッカー等を返却すること。

8 提供許可条件

- ・作業にあたっては下記事項を遵守するものとし、これに違反したものは今後許可しない。

- (1) 栃木県都市公園条例（特に行為の禁止事項）を遵守すること。
- (2) 各公園の事情により提供条件等が異なる場合があるので、各公園管理事務所の指示に従うこと。
- (3) 許可された場所以外での作業は行わないこと。
- (4) 火気は使用しないこと（たき火等禁止）。
- (5) 園内を運搬車両で通行する（許可された公園のみ）際は、時速20km以下走行を遵守し、来園者・公園スタッフ・管理車両などに十分注意すること。また、園内は来園者が最優先となるので、歩行の進路を遮らないようにするとともに警笛は緊急時以外にむやみに発しないこと。
- (6) 作業を行う際は、自身及び来園者等の安全確保に十分留意するとともに来園者が迷惑となるような行為は避けること。
- (7) 作業により発生したゴミ等は各自持ち帰るとともに、作業場所で発見したゴミ等は取りまとめて公園管理事務所まで搬出するなど、公園内における環境美化に努めること。
- (8) 万が一、来園者と交通事故などトラブルが発生した場合は、当事者間で解決するものとし公園側では一切の責を負わないものとする。
- (9) 作業中の事故（立木や工作物など公園施設の破損など）については、提供希望者の責任において復旧すること。
- (10) 作業に必要な道具（運搬車両、ブロワなどの作業機械、縄、袋など）は全て提供希望者が準備すること。
- (11) 運搬時にはシート又はネットをかけるなど、運搬物が落下若しくは飛散しないように配慮すること。
- (12) 自分で集めた、若しくは自分が集めていなくても許可を受けた自然発生物だけ搬出すること（特に他人が集めた落ち葉を勝手に搬出しないこと）。
- (13) 搬出物は提供希望者の責任を持って使用し、不法投棄はしないこと。
- (14) 作業中に来園者とのトラブルや事故などが発生した場合は速やかに公園管理事務所に報告すること。
- (15) その他、各公園管理事務所の指示に従うこと。

9 その他

- ・提供可能な物の種類及び量は公園により異なる場合がある。